五　子の死亡又は前条若しくは第七十三条の十一各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別
六　子の死亡又は前条若しくは第七十三条の十一各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つた日の翌日の年月日
（法第八十八条の三第二項の厚生労働省令で定める被保険者等）
第七十三条の十　法第八十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める被保険者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない被保険者とする。
2　法第八十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第一号の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。
（法第八十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事由）
第七十三条の十一　法第八十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一　子（法第八十八条の三第二項に規定する子をいう。第三号において同じ。）が養子である場合において、離縁又は養子縁組の取消しがあつたとき。
二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。
三　第一号被保険者（法第八十八条の三第二項の規定が適用される第一号被保険者に限る。以下この号において同じ。）が子と同居しないこととなつたときその他の第一号被保険者が子を養育しないこととなつたとき。
（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）
第七十七条の六　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。
一　児童福祉法第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設
二～三十四　（略）
（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）
第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　第一号被保険者（第一号被保険者であつた者を含む。以下この条において同じ。）及び当該第一号被保険者の属する世帯の他の世帯員にあつては、次に掲げる事項
イ・ロ　（略）
（削る）
ハ　所得の状況
ニ　公的年金制度に関する意識
二～四　（略）

（新設）

（新設）

（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）
第七十七条の六　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設
二～三十四　（略）
（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）
第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　第一号被保険者（第一号被保険者であつた者を含む。以下この条において同じ。）及び当該第一号被保険者の属する世帯の他の世帯員にあつては、次に掲げる事項
イ・ロ　（略）
ハ　医療保険制度の加入状況及びその保険料の納付状況
ニ　資産及び所得の状況
ホ　公的年金制度に関する意識
二～四　（略）